「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（素案）に係る県民意見の募集（パブリックコメント）の実施について

１　要　旨

広島県では、食品の安全安心確保のための計画として、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下プランという。）を定めており、この計画に基づいて、生産者・事業者、消費者及び行政が、主体的に役割を果たしながら互いに協働して、食品の安全安心対策に取り組んでいます。

この度、現行プランの取組期間が令和８年 10 月で終了となることから、プランの改定素案をとりまとめましたので、県民の皆様からの御意見を幅広く募集します。

２　募集する意見

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（素案）に対する意見

３　募集期間

令和８年８月 24 日（月）～令和８年９月 24 日（木）

（郵送の場合は、令和８年９月 24 日（木）の消印まで有効とします。）

４　御意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出してください。

なお、御意見を正確に把握するため、電話での意見の受付はしておりませんので、御了承ください。

(1) 電子メール　　fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

※　件名に「食品の安全に関する基本方針及び推進プランパブリックコメント」と記入

(2) 郵送　　〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県健康福祉局　食品生活衛生課　食品衛生グループ

(3) Fax　　０８２－２２７－１０５７

５　御意見の取扱い

(1)　お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。

(2)　個人が識別される情報を除いた上で公表させていただきます。

(3)　御意見に対する個別の回答は行いませんが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表します。

６　資料の閲覧

(1)　広島県ホームページ

【県民意見募集（パブリックコメント)】のページ

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/fsplan-public-comment.html

(2)　閲覧場所

機　関　名		所在地	電　話
行政情報コーナー（県庁南館１階）		広島市中区基町 10-52	082-513-2380
健康福祉局食品生活衛生課 （県庁本館５階）			082-513-3106
西部厚生 環境事務所	生活衛生課	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181(代表)
	広島支所生活衛生課	広島市中区基町 10-52	082-228 -2111(代表)
	呉支所衛生環境課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400(代表)
西部東厚生 環境事務所	生活衛生課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911(代表)
東部厚生 環境事務所	生活衛生課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011(代表)
	福山支所衛生環境課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311(代表)
北部厚生 環境事務所	生活衛生課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181(代表)

※　閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- 行政情報コーナー　：　8:45～17:00
- その他の機関　　：　8:30～17:00（12:00～13:00 を除く）

※　時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

７　問合せ先

広島県健康福祉局食品生活衛生課　食品衛生グループ　電話：082-513-3104